

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 民法

【出題趣旨・採点基準】

I

(1) 暴利行為 (2) 人格権 (3) 不履行 (履行期) (4) 背信 (5) 特別縁故者 (6) 方法 (7) 占有 (8) 物上代位 (9) 対価関係 (10) 認知

II

(1) 近時の法改正を題材に、嫡出推定、ひいては父子関係に関する基本的な理解を問うものである。嫡出推定を父親のみに認める従前の制度については、いわゆる無戸籍児の発生の原因となっているとの指摘があったが、このような指摘がどのような法的な制度と社会的状況のもとで成り立っていたかを説明することが必要である。すなわち、嫡出推定が及ぶ期間中に妻（元妻）が出生した子については、仮に生物学上の父が夫（元夫）以外の者であったとしても、夫（元夫）が嫡出否認の訴えにより嫡出推定を否定しない限り、夫（元夫）の子と扱われ、生物学上の父親が認知を行おうとしても、複数の父親は存在し得ない以上、これは認められない。

＊ 問題の背景 10 点

嫡出推定の説明、嫡出否認の訴えの必要性 10 点

(2) 素因減額とは、一般に、故意過失以外の事情であって損害の発生や拡大に寄与した被害者の事情のことを指す。民法は「過失」以外に不法行為に基づく損害賠償責任の減額を認める明文の規定を用意していないが、このような事情がある場合に損害賠償額の減額があるかどうかには争いがある。判例は一定の場合にかかる減額を認める立場を採用していると評価されることが一般的であるが、判例については複数の理解が成り立ちうるため、これについても検討していれば高い評価を行う。

＊ 素因減額の意義、問題の所在 10 点

判例の立場の説明・分析 10 点

III

(1) いわゆる取消しと第三者、なかでも取消し後の第三者の取り扱いについて問うものである。A の B に対する申入れが取消しの意思表示であることを認定した上で、取消し後の第三者が保護されるための要件について検討する必要がある。その際、判例によれば取消し後の第三者が 96 条 3 項にいう「第三者」に含まれないことを指摘することが必要であるが、自身の立場としてこれに従う必要はない。また、いわゆる復帰的物権変動論を採用する場合には、取消しの遡及効との関係について説明する必要がある。加えて、177 条による場合に

は、177 条にいう「第三者」の意義について検討する必要がある、判例の採用する背信的悪意者排除論への言及及び賛否を示すとともに、本件事案への当てはめ（悪意性、各取引における価格についての指摘）も求められる。

＊ 取消し後の第三者の保護の法的構成 10 点

「第三者」（177 条）の意義 10 点

(2) (1) を前提に、(背信的) 悪意者からの賃借人の扱いについて問うものである（もっとも、悪意者排除論を採用しても、以下の説明は妥当するであろう）。判例によれば、背信的悪意者であっても有効に権利を取得した者であるから、背信的悪意者による権利設定も可能であり、AD 間は対抗関係となろう。加えて、判例によれば、背信的悪意者からの転得者と本来の権利者との間の関係は別途対抗関係として処理するとされるから、AD 間の優劣も、あらためて対抗問題として処理されることになりそうである。もっとも、D は賃借人であるから、所有者である A との関係では対抗力を備える必要がある。この点について適切に認定していることが必要である。

また、さらに発展的な問題として、D に対抗力がある場合、A から D に対し賃料を請求することの可否についても検討することが望ましい。この場合、CD 間の賃貸借契約における賃貸人の地位が A に移転することを説明する必要がある。注意を要するのは、本件の場合、A と C は B を起点とする対抗関係であり、A は C から所有権を承継したわけではないことである。これをふまえて、C から A への賃貸人の地位の移転の可否について、その根拠付けを含めて検討することが必要である。

＊ (背信的) 悪意者からの転得者／賃借人の占有の保護 10 点

(背信的) 悪意者からの賃借人に対する賃料請求 10 点

以上